

文京区立保育園給食調理業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

保育園給食は、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食や放射性物質、アレルギーへの配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保を図らなければならない。また、保育所保育指針では、保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にしており、食育の推進に取り組む必要がある。

これらのことを踏まえ、継続的かつ安定的な保育園給食の提供及びその質の更なる向上を図るため、文京区立大塚保育園及び文京区立本駒込西保育園において給食調理業務を委託して実施するに当たり、保育園給食の意義や目的を十分に理解した上で、安全・安心で、質の高いおいしい給食を提供することができ、食育についても役割に応じた支援・協力ができる事業者をプロポーザル方式により募集し、最も適した事業者を選定する。

2 委託内容

委託業務は、以下のとおりとし、詳細は、文京区立保育園給食調理業務委託共通仕様書（0歳児園）、文京区立保育園給食調理業務委託共通仕様書（1歳児園）及び保育園別仕様書のとおりとする。

- (1) 区が提供する食材を使用した、保育園の調理室での調理（仕込み・調理・炊飯等）・盛り付け・配膳
- (2) 後片付け（食器及び調理器具の洗浄及び消毒、残飯及び残菜の記録及び処理、配膳車、配膳台等の清掃及び消毒）
- (3) 施設管理（調理室等の衛生管理、機械・器具類の管理(消毒、乾燥管理)、防火管理、調理室の戸締り等）
- (4) その他上記業務に附帯する業務（食材の衛生管理、麦茶等の準備、園児の食事状況の確認、園の食育活動への支援・協力、行事及び災害時等の協力等）

3 委託場所

- (1) 文京区立大塚保育園（文京区大塚六丁目22番19号）
- (2) 文京区立本駒込西保育園（文京区本駒込二丁目9番16号）※令和10年度工事予定

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 文京区公契約条例の適用について

本案件は、文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例24号）の規定により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことや労働条件に関する事項の報告書を区に提出することなどについて約定する必要がある。詳細については、文京区ホームページに掲載されている「文京区公契約条例の手引き」その他の関係資料を確認すること。

6 提案限度額（消費税込）

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 文京区立大塚保育園 | 28,658 千円 |
| (2) 文京区立本駒込西保育園 | 21,658 千円 |

※上記金額は令和7年度労働報酬下限額（1,295円）を踏まえて積算している。ただし、光熱水費（電気

料金、ガス料金及び水道料金)を除く。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

※提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

7 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とし、当該資格要件を満たしていない場合は失格とする。また、契約締結までの間に参加資格を失効した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

8 スケジュール

	事項	日程
1	募集要項の公表	令和7年7月24日（木）
2	質問受付期間	令和7年7月24日（木）～7月31日（木）
3	プロポーザル参加希望書提出期限	令和7年7月31日（木）
4	質問回答期限	令和7年8月5日（火）
5	提出書類受付期間	令和7年8月6日（水）～8月18日（月）
6	第1回選定委員会（第一次審査）	令和7年9月16日（火）・18日（木）
7	第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和7年9月24日（水）
8	第2回選定委員会（第二次審査）	令和7年10月18日（土）
9	最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）	令和7年11月中旬～12月
10	契約締結	令和8年4月1日（水）

9 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（別記様式第3号）を提出すること。プロポーザル参加希望書の提出がない事業者は、参加申込書及び提出書類の提出ができない。

なお、プロポーザル参加希望書内の「○○」には応募する保育園名を記入すること。

提出期限	令和7年7月31日（木）午後5時まで
提出方法	プロポーザル参加希望書(別記様式第3号)に記入の上、電子メールにより送信すること。なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 【電子メールアドレス】 b311500●city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換して、使用すること。 【件名】 プロポーザル参加希望書：保育園給食調理業務委託（事業者名：○○○○○） ※ 「○○○○○」には事業者名を記入すること。

10 質問の受付

募集説明会は開催しないため、本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

なお、受付期間後の質問及び電子メール以外の方法による質問は、受け付けない。

受付期間	令和7年7月24日（木）から令和7年7月31日（木）午後5時まで
提出方法	質問票（別記様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信すること。 なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 【電子メールアドレス】 b311500@city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換して、使用すること。 【件名】 プロポーザル質問：保育園給食調理業務委託（事業者名：○○○○○） ※ 「○○○○○」には事業者名を記入すること。
回答方法	受付期間に受理した質問は、原則として、令和7年8月5日（火）までに区のホームページ上で回答する。

11 参加方法

受付期間中に、次の書類を文京区立保育園給食調理業務委託プロポーザル募集要項に基づき作成し、参加申込書とともに提出すること。

なお、区は、その内容を事業者の資格、企画提案として評価を行う。

(1) 提出書類及び部数

	内容	様式番号	部数
ア	参加申込書	別記様式第1号	1部
イ	見積書	別記様式第4号	1部
ウ	見積額調査書	別記様式第5号	1部
エ	決算報告書（直近3事業年度）	様式自由	原本1部
オ	法人概要	別記様式第6号	原本1部 副本7部
カ	提案書	別記様式第7号	原本1部 副本7部

① 見積書（別記様式第4号）

[作成の留意点]

- 文京区立保育園給食調理業務委託共通仕様書（0歳児園）、文京区立保育園給食調理業務委託共通仕様書（1歳児園）及び保育園別仕様書を参考に、1か月単価に12か月分を乗じた価格の1.10倍の税込み額で作成すること。消費税額は、別欄に明示すること。1か月単価は、消費税抜きの額を記載すること。
- 文京区公契約条例を適用し、見積金額に対する内訳書を添付すること。
- 園児数及び給食実施予定回数は、保育園別仕様書を参考にすること。
- 件名は「文京区立○○保育園給食調理業務委託」「○○」には応募する保育園名を記入すること。
- 見積書は園ごとに作成すること。
- 本駒込西保育園については、区立保育園1園の工事予定に伴い、令和8年度に親子方式による給食提供を予定している。内容については仕様書に令和7年度の例が記載されているが、詳細が決まった段階で別途契約とするため、本契約においては親子給食期間の諸経費は積算に入れず、見積を出すこと。

② 見積額調査書（別記様式第5号）

項目	提案内容
経費見積書	・ 見積金額への人件費 ・ 衛生管理費 ・ その他経費等の積算根拠 ・ 経費節減への考え方 ・ 取組等

※ 労働酬下限額が適用となる労働者等については、**令和7年度労働報酬下限額（1,295円）を下回らないように積算すること。**あわせて、労働報酬下限額が適用となる労働者等であって、1時間当たりの報酬額が低いことが想定される雇用形態の区分（例：非常勤職員、パート、アルバイト等）については、見積関係書等に積算内訳（例：報酬単価×時間×日数×人数）を具体的に記入すること。

※ 令和8年度の契約金額については、見積額調査書（別記様式第5号）の見積金額を基に、令和8年度労働報酬下限額等を考慮し、区と受託者の協議により決定するが、労働報酬下限額等に変更がない場合は、見積書の見積金額を契約金額とする。

③ 決算報告書（様式自由）

[作成の留意点]

- ・ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を作成し、提出すること。
- ・ 直近3事業年度の決算報告書を作成し、提出すること。

④ 法人概要（別記様式第6号）

[作成の留意点]

副本は、事業者の名称、所在地、受託園名等事業者が特定できる部分を黒塗り（塗沫）すること。（修正テープ等による塗沫は認めない。）

⑤ 提案書（別記様式第7号）

[作成の留意点]

- ・ 別記様式第7号-2の提案書必要項目の全てを別記様式第7号に記載し、添付資料について事業者が特定できる部分があれば、副本用は黒塗り（塗沫）すること。（修正テープ等による塗沫は認めない。）

なお、提案書のうち、特にアピールしたい項目をA3判横片面1ページにまとめた概要版を作成し、提案書の冒頭に添付すること。

(2) 提出書類

ア (1) のアからカまでの書類（紙ベース）を指定部数提出すること。

なお、エについては、紙書類のほか、電子データを指定のメールアドレスに送信すること。

イ 提出書類は、提案書概要版以外はA4判縦で片面印刷とし、提出書類オ及びカは各ページの下中央部に通し番号を付すこと。また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。

ウ オ及びカの書類は、1部ずつを順番にフラットファイル等につづり、各ページの下中央部に通し番号を付すとともに、書類ごとに「法人概要」「提案書」と記載したタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。また、完成した8冊のフラットファイル等には任意の表紙・背表紙を付すこと。表紙・背表紙には「文京区立保育園給食調理業務委託（〇〇保育園）」と記入し、副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。

なお、「〇〇」には応募する保育園名を記入すること。

エ 提出に当たっては、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については、以下のとおり行う。提出期限までに提出されていない場合、応募は受け付けない。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

受付期間	令和7年8月6日（水）から令和7年8月18日（月）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時まで
提出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 持参（ア～カまで）・ 電子メール（エのみ） メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 【電子メールアドレス】 b311500●city.bunkyo.lg.jp （注）●を@に変換して、使用すること。 【件名】 決算報告書：保育園給食調理業務委託（事業者名：○○○○○） ※ 「○○○○○」には事業者名を記入すること。
提出先	文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター12階 文京区子ども家庭部幼児保育課幼児保育係・給食指導担当

12 提出書類の配付

(1) 期間

令和7年7月24日（木）から令和7年8月18日（月）まで

(2) 配付方法

区ホームページ上にダウンロード可能な状態で掲載する。

お役立ちリンク ⇒ 「事業者向け」 ⇒ 「事業者向けプロポーザル」

⇒ 「文京区立保育園給食調理業務委託事業者の募集について（プロポーザル選定）」

13 選定方法及び結果通知

(1) 審査

- ・ 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。
- ・ 委託候補事業者は、選定委員会の審査に基づき決定する。
- ・ 応募事業者資格の確認審査
選定委員会事務局は、提出書類により応募事業者の資格を満たしていることを確認する。
なお、資格不備の場合は、失格とする。
- ・ 提案限度額（消費税込み）を超えた事業者の提案は、無効とする。

(2) 第一次審査（書類選考）

事業者から提出された提案書等を基に、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選考する。

(3) 第二次審査

第一次審査で選考された委託候補事業者について、提案書に基づき、事業者のプレゼンテーション（1事業者当たり15分以内）及びヒアリング（1事業者当たり15分程度）並びに給食試作・試食会を行う。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を提出すること。

※ プレゼンテーションにおいて、説明者は2～3人とし、エリアマネージャー等保育園担当責任者を必ず含むこと。

※ 給食試作・試食会は、別紙1「保育園給食調理業務委託の業者選定委員会における給食試作・試食会実施要領」に基づき行う。

※ 試作・試食会は、感染症等の状況により、実施方法が変更となる場合がある。

(4) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。ただし、第一次審査と第二次審査の評価点の合計が、区の定める基準点に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しない。

14 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知する。

なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知する。

(3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

ア 事業名

イ 業務概要

ウ 所管課の名称及び所在地

エ 選定した日

オ 契約交渉順位第1位の事業者名及び住所

カ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

キ 選定結果一覧（参加者を管理番号に置き換えたもの）

ク その他必要である事項

(4) 業務受託者の選定の審査結果に対する苦情の申立ては受け付けない。

15 評価基準

(1) 第一次審査

ア 保育園給食への理解

イ 業務の実施

ウ 業務の引継ぎ

エ アレルギー対応等

オ 人材育成

カ 非常事態の予防及び発生時の対応

キ 経営の安定性

(2) 第二次審査

プレゼンテーション及びヒアリング

ア 受託への熱意・意欲

イ 受託業務への理解度等

試作・試食会

ア 衛生管理

- イ チームワーク
- ウ 時間配分
- エ 全体の出来上がり

(3) 価格評価

16 情報公開の取扱い

プロポーザルに係る情報は、原則として公開する。ただし、文京区情報公開条例第7条第3号に該当する事業者の不利益情報については、非公開とする。

17 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。

18 留意事項

- (1) 受付期間を過ぎてなされた書類の提出は、理由のいかんを問わず、失格とする。
- (2) 提出期限後における参加申込書、提案書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込書及び提案書類に虚偽又は不正の記載をした場合は、参加申込書及び提案書類を無効とする。また、指名停止取扱要綱に基づき指名停止とする場合がある。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (6) プロポーザル参加に要する一切の費用は、全て応募事業者の負担とする。
- (7) 区が提出された書類等をプロポーザルによる事業者選定以外の目的のために申込者に無断で使用することはない。
- (8) 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第8号）を令和7年8月19日（火）午後5時までに提出すること。

なお、「〇〇」には辞退する保育園名を記入すること。

19 事業担当

文京区子ども家庭部幼児保育課幼児保育係 名古屋・土屋 給食指導担当 西村

TEL. 03-5803-1289 Fax. 03-5803-1346

E-Mail b311500●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換して、使用すること。